

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25 - 関東95 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月16日

【会社名】 丸紅株式会社

【英訳名】 Marubeni Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 取締役社長 國分文也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

【電話番号】 東京(03)3282-2298

【事務連絡者氏名】 財務部資本市場課長 田中孝憲

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

【電話番号】 東京(03)3282-2298

【事務連絡者氏名】 財務部資本市場課長 田中孝憲

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 1億1,000万豪ドル
 (株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2013年7月12日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値1豪ドル=90.71円の換算レートで換算した円貨相当額は、99億7,810万円です。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成25年6月28日
効力発生日	平成25年7月6日
有効期限	平成27年7月5日
発行登録番号	25 - 関東95
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 100,000百万円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは売出価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 100,000百万円
(100,000百万円)
(注)残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは売出価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】

丸紅株式会社大阪支社

(大阪市中央区本町二丁目5番7号)

丸紅株式会社名古屋支社

(名古屋市中区錦二丁目2番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

（注）本書中に別段の表示がある場合を除き、

- ・「豪ドル」又は「豪セント」は全てオーストラリア連邦の法定通貨を指し、
- ・「米ドル」はアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「円」は日本国の法定通貨を指す。

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者 の住所及び氏名又は名称
丸紅株式会社2017年7月20日満期豪ドル建社債（以下「本社債」という。）	1億1,000万豪ドル （注2）	1億1,000万豪ドル （注2）	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 （以下「売出人」という。）
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	償還期限
無記名式	10,000豪ドル	年率3.97%	毎年1月20日及び7月20日

（注）1．本社債は、丸紅株式会社（以下「発行会社」という。）のユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「本プログラム」という。）に基づき、2013年8月1日（以下「発行日」という。）にユーロ市場において発行され、大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッドにより引受けられる。本社債は、いかなる証券取引所にも上場されない。

- 2．売出券面額の総額及び売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額である。
- 3．本社債には、発行会社の関係会社又はその他の者による保証は付されない。
- 4．本社債について、発行会社の依頼により、信用格付業者から提供され、又は閲覧に供された信用格付はない。
- 5．その他の格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）から付与されたプログラムに対する格付

本プログラムについては、2012年8月2日付及び2013年4月23日付でJCRからA+の信用格付が付与されており、本発行登録追補書類提出日（2013年7月16日）現在、当該格付の変更は行われていない。当該格付は、直ちに本プログラムに基づいて発行される個別の社債に適用されるものではなく、かかる個別の社債に関する格付はJCRが当該社債に係る最終の募集関係書類に記載される要項等について十分な検討をした上で別途付与されることがある。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本プログラムに関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co>、

jp/)の「格付情報」の「当月格付」

(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

(2) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）から付与されたプログラムに対する格付

本プログラムについては、2012年8月2日付及び2013年5月21日付でR&IからA-の信用格付が付与されており、本発行登録追補書類提出日（2013年7月16日）現在、当該格付の変更は行われていない。当該格付は、直ちに本プログラムに基づいて発行される個別の社債に適用されるものではなく、かかる個別の社債に関する格付はR&Iが当該社債に係る最終の募集関係書類に記載される要項等について十分な検討をした上で別途付与されることがある。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本プログラムに関してR&Iが公表した情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-3276-3511

6. 本社債のその他の主要な要項については、下記「本社債のその他の主な要項」を参照のこと。

2【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面10,000豪ドルにつき10,000豪ドル	2013年7月19日から 同年7月30日まで	10,000豪ドル	なし	売出人の国内の 本店及び各支店
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称			売出しの委託契約の内容	
該当事項なし			該当事項なし	

- (注) 1. 本社債の受渡期日は、2013年8月2日（日本時間）である。
2. 本社債の各申込人は、売出人の本店又は各支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人との間で行う本社債の取引に関しては、当該売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
3. 売出人は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関及び同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。
4. 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含む。以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。本注記において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
5. 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は米国人に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。本注記において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

本社債のその他の主な要項

(1) 様式、額面及び所有権

本社債は、本書に記載された各社債の金額を額面として無記名式で発行される。本社債は、仮包括社債券又は永久包括社債券により表章され、確定社債券が発行される場合には、通し番号が付され、利札付で発行される。仮包括社債券は永久包括社債券に交換可能であり、永久包括社債券は同債券に規定された場合に限り、確定社債券に交換可能である。本社債及び利札の所有権は交付により移転する。管轄裁判所の命令又は法律により要求された場合を除き、本社債又は利札の保有者（以下に定義する。）は、その支払期限の経過の有無にかかわらず、また、その所有権、信託若しくは持分の通知、これに関する書面又はその盗難若しくは紛失にかかわらず、その支払いの受領、その計算及びあらゆる目的においてその完全な所有者とみなされ、またそのように取り扱うことができ、いかなる者も保有者をそのように取り扱ったことにつき責任を問われない。

本社債の社債要項において、「社債権者」とは、本社債の所持人をいい、（社債又は利札に関して）「保有者」とは、本社債又は利札の所持人をいう。

(2) 本社債の地位

本社債及び利札は、発行会社の直接、無条件かつ無担保の債務（但し、下記「(3)担保提供制限」に服する。）を構成し、本社債及び利札相互の間において常に同順位である。発行会社が本社債及び利札について負う支払義務は、公租公課に関する支払義務、適用法令が例外を定める場合及び下記「(3)担保提供制限」に該当する場合を除き、発行会社が現在又は将来負うその他の無担保かつ非劣後の債務及び金銭債務と常に同順位である。

(3) 担保提供制限

本社債又は利札のうち残存しているものがある間は、発行会社は、発行会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部に対して、(a)外債（以下に定義する。）に関する支払い、(b)外債の保証に基づく支払い又は(c)外債に関する補償その他これらに類する他の債務に基づく支払いを担保する目的で、当該外債の所持人の利益のために、抵当権、先取特権その他の担保権を設定せず、又はそれらの存続を許容しない。但し、本社債又は利札に基づく発行会社の債務についても、かかる外債への担保の提供等と同時に若しくはそれ以前に、()上記担保と同等かつ比例的に担保され、若しくは実質的に同様の条件での保証若しくは補償が提供される場合又は()社債権者の特別決議によって承認されたその他の担保権、保証若しくは補償その他これらに類する他の処理がなされている場合はその限りではない。

「外債」とは、発行会社又はその他の者の、発行日から1年を超える満期を有するノート、ボンド、ディベントリーチャー又はその他の有価証券の形式による、又はこれらにより表章される現在又は将来の債務のうち、(A)円貨以外の通貨で支払われるか円貨以外の通貨で支払いを受ける権利を付与されたもの、又は円貨建てであってその元本総額の50%超が発行会社により又は発行会社の授権に基づき当初日本国外で募集され又は販売されるものであり、かつ、(B)日本国外の証券取引所若しくは店頭市場又はその他の類似の証券市場において値付けされ、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれが企図されているものをいう。

(4) 利息及びその他の計算

各本社債の利息は、利息起算日である2013年8月1日（同日を含む。）から満期償還日（下記「(5)償還及び買入れ」に定義する。）（同日を含まない。）まで、額面金額に対して年3.97%の利率でこれを付し、2014年1月20日を初回とする毎年1月20日及び7月20日（各日を以下「利払日」という。）に、利息起算日又は直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（以下それぞれ「利息発生期間」という。）について、額面金額10,000豪ドルの各本社債につき198.50豪ドルを後払いする。但し、2014年1月20日に後払いされる利息額は、額面金額10,000豪ドルの各本社債につき186.37豪ドルとする。

本社債に関する支払いについては「修正翌営業日基準」(Modified Following Business Day Convention)が適用され、同基準に基づき利払日が営業日(以下に定義する。)でない場合は、利息の支払いは翌営業日に行われる(但し、かかる翌営業日が翌月となる場合には、その前営業日とする。)。なお、上記営業日基準の適用の結果、かかる利払日以外の日に支払いが行われた場合、支払金額の調整は一切行わない。「営業日」とは、ロンドン及びシドニーにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払決済業務を行っている日(土曜日及び日曜日を除く。)をいう。

利息発生期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本社債の額面金額に上記の利率を乗じ、その積に日数調整係数(以下に定義する。)を乗じた金額とする。

「日数調整係数」とは、一定の期間(当該期間の初日は含み、最終日は含まない、以下「計算期間」という。)における利息額の計算に関して、下記の算式により計算された数をいう。

$$\frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

360

「Y1」とは、計算期間の最初の日が属する年(数字で表記)をいう。

「Y2」とは、計算期間の最後の日が属する年(数字で表記)をいう。

「M1」とは、計算期間の最初の日が属する暦月(数字で表記)をいう。

「M2」とは、計算期間の最後の日が属する暦月(数字で表記)をいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日(数字で表記)をいう。但し、かかる数字が31の場合、D1は30とする。

「D2」とは、計算期間の最後の日が属する暦日(数字で表記)をいう。但し、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字である場合、D2は30とする。

但し、かかる計算に使用される金額及びかかる計算によって算出される金額は、全て1豪セント未満を四捨五入するものとする。

各本社債の利息は、償還日以降は発生しない。但し、支払いが不当に留保又は拒絶された場合は、各本社債について上記利率により関連日(下記「(7)課税」に定義する。)まで(判決の前後を問わず)利息が付されるものとする。

(5) 償還及び買入れ

(a) 満期償還

以下の規定により期限前に償還、買入れ又は消却が行われていない限り、各本社債は、2017年7月20日(以下「満期償還日」という。)に、その額面金額(以下「満期償還金額」という。)で償還される。本社債に関する支払いについては「修正翌営業日基準」(Modified Following Business Day Convention)が適用され、同基準に基づき満期償還日が営業日でない場合は、元金の支払いは翌営業日に行われる(但し、かかる翌営業日が翌月となる場合には、その前営業日とする。)。なお、上記営業日基準の適用の結果、かかる満期償還日以外の日に支払いが行われた場合、支払金額の調整は一切行わない。

(b) 期限前償還

下記「(5)(c)税制上の理由による償還」に従って各本社債が償還される場合、又は下記「(9)債務不履行事由」に規定する支払期限が到来した場合に支払われる期限前償還金額は、本社債の社債要項に別途記載がない限り、満期償還金額とする。

(c) 税制上の理由による償還

発行会社が、本社債に関する次の支払いに際し、自らの支配を超えた事由により、下記「(7)課税」に規定する追加額を支払う義務を負う場合、発行会社は、その選択により、いつでも、社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができず、同通知において繰上償還のための日を指定するものとする。)を行った上で、償還のために指定した上記日付(当日を含まない。)までに生じた利息を付して、期限前償還金額(上記「(5)(b)期限前償還」に記載)で、その全部(一部は不可)を繰上償還することができる。かかる通知による期限の満了により、発行会社は全ての本社債を償還する義務を負う。

(d) 買入れ

発行会社及びその子会社は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本社債を買い入れるこ

とができる。但し、本社債に係る期限未到来の利札全てが本社債に付されているか、本社債と共に提出されることを条件とする。

(e) 消却

発行会社若しくはその子会社によって、又はそれらを代理して買い入れられた全ての本社債は、全ての期限未到来の利札と共に、財務代理人に消却のために提出することができ、この場合、発行会社により償還された全ての本社債と共に（本社債に付されている又は本社債と共に提出される全ての期限未到来の利札と共に）、即時に消却されるものとする。消却のために提出された本社債は、これを再発行又は再販売することができず、かかる本社債に関する発行会社の債務は消滅する。

(6) 支払い

(a) 本社債

本社債の元本及び利息の支払いは、以下を条件として、支払代理人のアメリカ合衆国外の指定営業所における本社債又は利札の呈示及び引渡しと引換えに、銀行宛に振り出された豪ドル建ての小切手又は（保有者の選択により）銀行に開設された豪ドル建ての口座への振込みによって行われる。本号における「銀行」は、シドニーに所在する銀行をいう。

(b) 法律に従った支払い

あらゆる場合において、本社債に係る支払いは全て、支払場所において適用される法令及び指令並びに発行会社及びその代理人がその適用について合意したその他の法令に従うものとする。発行会社は、これらの法令及び指令並びに合意により課される、公租公課その他いかなる性質のものかを問わず義務を負わないものとするが、但し、この規定は、下記「(7)課税」の適用を妨げるものではない、かかる支払いについて社債権者又は利札の保有者に対して手数料その他の経費が課されることはない。

(c) 代理人の選任

発行会社が当初選任した財務代理人及び支払代理人並びにそのそれぞれの指定営業所は以下に掲載するとおりである。財務代理人及び支払代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、いかなる社債権者若しくは利札の保有者のためにも、又はいかなる社債権者若しくは利札の保有者との間でも、代理人若しくは信託の義務若しくは関係を引き受けるものではない。発行会社は随時、財務代理人又はその他の支払代理人の選任を変更又は終了する権限及び追加の若しくはその他の支払代理人を選任する権限を有する。財務代理人若しくはその他の支払代理人の変更又は指定営業所の変更は、社債権者に対して速やかに通知されるものとする。

財務代理人及び支払代理人

ドイチェ バンク アーゲー ロンドン支店

英国ロンドン、1 グレート ウィンチェスター ストリート

ウィンチェスター ハウス (EC2N 2DB)

Deutsche Bank AG, London Branch

Winchester House,

1 Great Winchester Street

London EC2N 2DB, United Kingdom

支払代理人

ドイチェ バンク ルクセンブルク エスアー
ルクセンブルク、ルクセンブルク市 L- 1115
ブルバール・コンラート・アデナウアー 2
Deutsche Bank Luxembourg S.A.
2 Boulevard Konrad Adenauer, L- 1115 Luxembourg

クレディ スイス アーゲー

スイス、チューリッヒ CH-8001、パラデプラッツ 8
Credit Suisse AG
Paradeplatz 8, CH-8001 Zurich, Switzerland

(d) 非営業日

本社債又は利札に関する支払いの日が支払営業日(以下に定義する。)でない場合、その保有者は、翌支払営業日までその支払いを受けることができず、またかかる支払いの日の繰延べに関して利息その他の金員の支払いを受けることができない。「支払営業日」とは、支払呈示の場所並びにロンドン及びシドニーにおいて商業銀行及び外国為替市場が一般業務を行っている日(土曜日及び日曜日を除く。)をいう。

(7) 課税

発行会社による、又は発行会社を代理してなされる、日本国の非居住者(以下に定義する。)又は指定金融機関(以下に定義する。)の保有に係る本社債に関する元本及び利息の支払いは、当該社債権者が、日本国の税法上の要件に従って、日本国の非居住者又は指定金融機関により、又はその計算により当該本社債が保有されていることを証明した場合、日本国により若しくは日本国に代って又は日本国内で若しくは日本国の課税権限を有する当局により、現在又は将来賦課又は徴収される税金に服することなく、またこれらに関して源泉徴収又は控除をすることなく、行われるものとする。日本国の非居住者又は指定金融機関が保有する本社債についてかかる源泉徴収又は控除が法律によって要求される場合には、発行会社は、社債権者が、かかる源泉徴収又は控除を行う必要がなければ同人が受領していた金額を受領することができるよう、追加額を支払うものとする。但し、以下に該当する場合には、本社債についてかかる追加額は支払われない。

- (a) (i) 日本国の課税上、日本国の居住者又は内国法人として扱われる保有者、() にかかる源泉徴収又は控除の免除に関して日本国の法律の要件を遵守していない保有者、又は() (x) 本社債を保有する若しくは本社債に関し支払いを受領するという事実のほか、同人が日本国との間でその他の関係を有すること、若しくは(y) 日本国の租税特別措置法(昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。以下「租税特別措置法」という。)第6条第4項に規定される本社債の発行者との間の特殊な関係を有することを根拠として、かかる本社債について税金、課徴金、査定額又は政府関係費用の支払義務を負う保有者により又はこれら保有者のために、本社債が支払いのために呈示された場合。
- (b) 関連日(以下に定義する。)後30日を経過した後に本社債が支払いのために呈示された場合、但し、当該保有者がかかる30日目の日に支払いのために呈示したとすれば支払いを受けることのできた追加額についてはこの限りではない。
- (c) かかる源泉徴収又は控除が個人に対する支払いに課されるものであり、かつ、貯蓄収入税に関する欧州委員会指令2003/48/EC又は同指令を施行し、若しくは遵守する法律、又は同指令に準拠するよう導入された法律に基づき必要である場合。
- (d) 欧州連合加盟国内の別の支払代理人に呈示すればかかる源泉徴収又は控除を免れ得る保有者により又は当該保有者のために本社債又は利札が支払いのために呈示された場合。

「日本国の非居住者」とは、日本国の課税上、個人の居住者又は内国法人に該当しないものをいい、「指定金融機関」とは、租税特別措置法第6条で規定される国内の金融機関を意味する。

「関連日」とは、その支払期日が最初に到来した日、又は(支払われるべき金額の一部でも不当に留保又は拒絶された場合には)残存金額が全額支払われた日若しくは(これより早い場合には)本社債の社債要項に従って本社債又は利札を再度呈示すれば支払いがなされる旨の通知が社債権者に対して適式に行われてから7日が経過した日(但し、かかる呈示の時点で実際に支払いがなされることを条件とする。)をいう。

本社債の社債要項において、()「元本」は、本社債について支払われる一切のプレミアム、満期償還金額、期限前償還金額及び上記「(5)償還及び買入れ」の規定(変更若しくは補完を含む。)に従い支払われる元本の性質を有する一切の金額を含むものとみなされ、()「利息」は、一切の利息額及び上記「(4)利息及びその他の計算」の規定(変更若しくは補完を含む。)に従い支払われるその他一切の金額を含むものとみなされ、()「元本」及び/又は「利息」は、本項により支払われる追加額を含むものとみなされる。

日本国の居住者又は内国法人が支払いを受ける利息に対する課税については、下記「その他 (4)日本国の租税」を参照のこと。

(8) 時効

本社債及び利札の支払いに関する発行会社に対する請求権は、それぞれの関連日から元本については10年以内、利息については5年以内に請求がなされない限り、時効により消滅するものとする。

(9) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由(以下「債務不履行事由」という。)が発生し、かつその事由が継続している場合、本社債の保有者は、財務代理人に対し、当該本社債が直ちに償還されるべきである旨の通知を送付することができる。この場合、発行会社がかかる通知を受領する前に当該債務不履行事由が治癒された場合を除き、当該本社債の期限前償還金額及び支払日までの経過利息について直ちに支払期限が到来するものとする。

- () 本社債のいずれかについて、その利息の支払いが期日から14日を超えて行われず、又はその元本の支払いが期日から7日を超えて行われなかった場合。
- () 発行会社が本社債に関するその他の義務の履行を怠り又は遵守せず、かかる不履行が治癒不可能であるか、又は社債権者が財務代理人に宛てて当該不履行の治癒を求める通知を行ってから60日以内に治癒されない場合。
- () 発行会社の500万米ドル(又はその他の通貨で同等額)を上回る借入債務に関して、いずれかの者による不履行若しくは不履行として取り扱われる事象の結果、期限の利益を喪失した場合、発行会社がかかる借入債務についてその期限到来時又はそれについて当初適用された猶予期間満了時に弁済を行わなかった場合、又は発行会社が500万米ドル(又はその他の通貨で同等額)を上回る借入債務に係る保証債務について適正に請求されたにもかかわらず支払いを履行せず、当該不履行が7日間継続した場合。
- () 発行会社を清算又は解散する旨の決議が可決されるか、又はその旨の管轄裁判所による命令が下された場合。但し、かかる清算又は解散が、企業結合、合併又は組織再編を目的としたものであって、存続会社が本社債に基づく発行会社の債務全てを承継する場合、又はその条件があらかじめ社債権者による特別決議で承認されている場合はこの限りではない。
- () 発行会社の資産又は事業の全て又は大部分に対して、差押え、判決前の仮差押え、強制執行その他を行うための手続きがとられ、同手続きが60日以内に解除されない場合。

- () 発行会社が、(適用ある破産その他倒産法令における意味において) 支払を停止した場合、(上記()に記載の企業結合、合併又は組織再編を目的として行われる場合を除いて) 廃業したか若しくはその取締役会の正式な行為に従って廃業するおそれが生じた場合、又は期限が到来した債務について支払不能となった場合。
- () 発行会社の資産又は事業の全て又は重要な部分に関して、担保権者が占有を取得し、又は受託者、財産保全管理人、清算人、仮清算人その他類似の役職者が選任された場合。
- () 発行会社について適用のある破産、民事再生、会社更生又は倒産に関する法律に基づく手続きが開始された場合で、かかる手続きが60日以内に解除又は停止されていない場合。
- () 発行会社が、適用のある破産、民事再生、会社更生又は倒産に関する法律に基づく自身に関する手続きを開始したか、かかる手続きに同意した場合、又は債権者の利益のために譲渡を行ったか、債権者との間で債務整理に合意した場合。

上記()に関して、米ドル以外の借入債務については、期限の利益を喪失した又は不履行が生じた日(ロンドン時間)(理由を問わず下記の価格がその日に利用不可能である場合は、以後最も早く利用可能となった日)における、財務代理人が選定する主要銀行により呈示される他通貨売り米ドル買いの実勢スポット価格で換算される。

(10) 社債権者集会及び変更

(a) 社債権者集会

本社債に係る代理契約は、本社債の社債要項の変更に関する特別決議による承認を含め、社債権者の利益に影響を及ぼす事項を審議するための社債権者集会を招集する際の規定を定めている。かかる集会は、発行会社又は当該時点で未償還の本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者によって招集することができる。特別決議の可決のために招集される集会の定足数としては、2名以上の社債権者又はこれを代理する者が参加し、これらの者で当該時点で未償還の本社債の額面金額の過半数を保有又はこれを代理している必要がある。また、延会においては、額面金額を問わず本社債を保有する又は保有者を代理する者2名以上を定足数とする。かかる集会において適式に可決されたあらゆる特別決議は、同集会に出席していたか否かにかかわらず、全ての社債権者及び利札の保有者に対して拘束力を有する。特別決議は、適式に招集され開催された社債権者集会において、投票の4分の3以上の多数によって可決される。但し、特別決議の中でも、特に、()本社債の満期償還日若しくは償還日又は本社債に関する利払日若しくは利息額の変更、()本社債の額面金額又は本社債の償還について支払われる追加額の減額又は取消、()本社債に関する利率の引き下げ、又は利率若しくは利息の額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準の変更、()満期償還金額若しくは期限前償還金額の算定方法又は算定基準の変更、()本社債の支払通貨又は額面金額に関する通貨の変更、()発行会社の約款捺印証書の変更、修正又は解除であって、社債権者又は利札の保有者に重大な悪影響を及ぼしうるもの、又は()社債権者の集会において必要とされる定足数又は特別決議を可決するために必要とされる過半数に関する規定の変更に係る議案についての決議は、2名以上の社債権者又はこれを代理する者が参加し、これらの者で当該時点で未償還の本社債の額面金額の75%以上(延会においては25%以上)を保有又はこれを代理している債権者集会において可決された場合のみ、社債権者に対して拘束力を有する。

(b) 代理契約の変更

発行会社は、代理契約の変更、代理契約に関する不履行若しくは予定されている不履行についての宥恕若しくは許諾、又は代理契約の非遵守について、かかる行為が社債権者にとって不利にならないと合理的に判断する場合に限り、これらを認めるものとする。

(11) 本社債及び利札の交換

本社債又は利札が紛失、盗失、損傷、汚損又は毀損した場合、適用法令及び証券取引所その他の関連当局の規則に従い、発行会社が随時その目的で指定し、社債権者に通知するところに従い、財務代理人又はその他の支払代理人の指定営業所において、請求者がそれに関して発生した手数料及び費用を支払うことにより、また、証拠、担保及び補償その他発行会社が要求する事項に関する条件(紛失、盗失若しくは毀損したとされている本社債又は利札がその後支払いのために呈示された場合には、発行会社がかかる本社債又は利札について支払うべき金額をその要請により発行会社に対し支払う旨規定することができる。)において、交換することができる。損傷又は汚損された本社債又は利札については、代わり券が発行される前にこ

れを提出しなければならない。

(12) 追加発行

発行会社は随時、社債権者又は利札の保有者の同意なくして、本社債と同一の要項（なお、当該要項における「発行日」は、本社債の初回発行日を指す。）が適用される追加の社債を設定し発行することができ、かかる追加発行された社債は、本社債と統合され、本社債とともに単一のシリーズを構成し、本社債の社債要項中の「本社債」という用語はそれによって解釈されるものとする。

(13) 通知

本社債の保有者に対する通知は、ロンドンにおいて一般に頒布されている日刊紙（フィナンシャル・タイムズとなる予定）に掲載することにより、有効になされたものとされる。かかる掲載を行うことが実務上困難な場合、ヨーロッパにおいて一般に頒布されている別の主要な英字日刊紙として財務代理人が認めるものに掲載することにより、有効に通知がなされたものとされる。かかる通知は、複数回若しくは異なる日付において掲載された場合には、上記に従って最初に掲載が行われた日付においてなされたものとみなされる。

利札の保有者は、あらゆる目的において、本項に従ってなされた本社債の保有者に対する通知の内容につき通知を受けたものとみなされる。

(14) 準拠法及び管轄裁判所

(a) 準拠法

本社債、利札及びこれに関連し又は起因して生じる契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

(b) 管轄裁判所

本社債又は利札に起因若しくは関連して生じるあらゆる紛争は、英国の裁判所の管轄に服するものとし、従って本社債又は利札に起因若しくは関連して生じるあらゆる法的措置又は手続き（以下「手続き」という。）は、同裁判所に対して提起することができる。発行会社は英国の裁判所の裁判管轄権に服することに同意し、かかる同意は取り消すことができないものとし、裁判籍を根拠として、又は手続きが不便な法廷地で提起されたことを根拠として、かかる裁判所における手続きに対する異議申立てを行う権利を放棄する。かかる放棄は本社債及び利札の各保有者の利益のためになされるものであり、かかる者のいずれかが管轄権を有するその他の裁判所において手続きを行う権利に影響を及ぼすものではなく、また一つ又は複数の法域において手続きをとったことにより、（同時に行うか否かを問わず）別の法域で手続きをとることが妨げられるものではない。

(c) 訴状の送達

発行会社は、英国ロンドン、グresham・ストリート 95 (EC2V 7AB) に所在するマルベニファイナンス ヨーロッパ ピーエルシー（Marubeni Finance Europe plc）を、発行会社のために、また発行会社に代わって英国における手続きに関する訴状の送達を受けるその英国における代理人として選任し、かかる選任は取り消すことができないものとする。かかる送達は、それが発行会社に転送され、発行会社により受領されたかにかかわらず、かかる送達受領代理人に交付された時点で完了したものとみなされる。かかる送達受領代理人が何らかの理由により送達受領代理人として行為することができなくなった場合、又はロンドンに住所を有さなくなった場合、発行会社は、代わりに送達受領代理人を選任することに同意し、かかる同意は取り消すことができないものとし、また発行会社は上記「(13)通知」に従って直ちにかかる選任について社債権者に通知する。いかなる規定も、法律により許容される方法により訴状を送達する権利に影響を及ぼすものではない。

その他

(1) 本社債の当初発行

ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌバイ（以下「ユーロクリア」という。）及びクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）に関する共通預託機関（以下「共通預託機関」という。）に対して仮包括社債券の当初預託が行われた時点で、ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグは、引受人が引受け及び支払いを行った額面金額に相当する本社債の額面金額をかかると引受人の口座に記録する。

(2) 口座所有者とクリアリング・システムとの関係

ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグの記録上、仮包括社債券及び永久包括社債券(以下「包括社債券」と総称する。)により表章される本社債の保有者として記録されている各人は、発行会社がかかる包括社債券の保有者に対して、包括社債券が表章する本社債により生じるその他全ての権利に関して行う支払い(かかる支払いはユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグのそれぞれの規則及び手続きに従って行われるものとする。)に対する自身の持分について、ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグのみにその権利を主張できる。当該者は、かかる本社債が包括社債券により表章される限りにおいて、かかる本社債についてなされるべき支払いに関して発行会社に直接請求する権利を有さず、前述のとおり支払われた各金額について、発行会社の支払義務は、かかる包括社債券の保有者に対する支払いにより履行されたものとされる。

(3) 通知

本社債が包括社債券により表章され、かつ、かかる包括社債券が共通預託機関によりユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有されている限りにおいて、本社債の保有者に対する通知は、本社債の社債要項に定める新聞公告に代えて、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対して通知を交付する方法により行うことができる。

(4) 日本国の租税

以下は、本書提出日時点で公布されている日本国の租税に関する法令に基づく、日本国の居住者である個人及び内国法人についての本社債に関する課税取扱いの概要である。今後の法令等の改正等により、同取扱いに変更が生じる可能性がある。この概要は一般的な情報を提供することのみを目的としているため、各投資家は、各自の状況に応じ本社債への投資に係る税務問題については会計・税務の専門家に相談されたい。

(a) 利息に対する課税

本社債の利息は一般に利子として課税され、日本国内の居住者及び内国法人が支払いを受ける本社債の利息は、それが国内における支払いの取扱者を通じて支払われる場合には、原則として20%(15%の国税(所得税)及び5%の地方税)の源泉徴収の対象となる。但し、2013年1月1日から2037年12月31日までに支払われる利息については、復興特別所得税の対象となるため、15%の所得税率に基づく所得税額に2.1%の税率による復興特別所得税が課され、源泉徴収税額は20.315%(15.315%の国税(所得税・復興特別所得税合計)及び5%の地方税)となる。居住者については、当該源泉徴収により課税関係は終了する。内国法人については、当該利息は課税所得に含められ、法人課税(国税・地方税)の対象となる。但し、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、法人課税上税額控除の対象とすることができる。

なお、2016年1月1日以後に日本国の居住者が支払いを受ける本社債の利息は、現行の源泉分離課税の対象から除外され、上記の所得税率及び地方税率による申告分離課税の対象となる。但し、一定の場合に申告不要制度の適用を選択することも可能となる。

(b) 償還差益に対する課税

本社債の償還額が本社債の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合、雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となると考えられる。本社債の償還額が取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合、所得税法上はないものとみなされると考えられる。当該償還差損益が内国法人に帰属する場合は、法人課税における課税所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入され正の課税所得が生じる場合には法人課税が生じる。

なお、2016年1月1日以後に日本国の居住者が本社債の償還を受けた場合の償還差損益については、雑所得としての総合課税の取扱いを外れ、20.315%（15.315%の国税及び5%の地方税）の税率による申告分離課税の対象となる。

(c) 譲渡に対する課税

本社債の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合は、譲渡益は非課税となると考えられ、譲渡損は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人が本社債を譲渡した場合に生じた譲渡損益については、法人課税における課税所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入され正の課税所得が生じる場合には法人課税が生じる。

なお、2016年1月1日以後に日本国の居住者が本社債を譲渡した場合の所得については、課税の対象となり、20.315%（15.315%の国税及び5%の地方税）の税率による申告分離課税の対象となる。

また、上記のとおり2016年1月1日以後に申告分離課税の対象となる、本社債の利子所得、譲渡損益及び償還差損益は、一定の場合、他の債券や上場株式等に係る譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

(d) 税制リスク

将来において、本社債に対する課税上の取扱いが変更される場合がある。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

- ・ 本社債の名称、発行会社の名称、売出人の名称が、本社債の売出しに関する発行登録追補目論見書の表紙に記載される。
- ・ 以下の文言が、本社債の売出しに関する発行登録追補目論見書の表紙裏以降に記載される。

「本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含む。以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

本社債は、合衆国税法の適用を受けます。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は米国人に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the "Securities Act"), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

The Notes are subject to U.S. tax law requirements and may not be offered, sold or delivered within the United States or its possessions or to a U.S. person, except in certain transactions permitted by U.S. tax regulations. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by the U.S. Internal Revenue Code of 1986, as amended, and regulations thereunder.

本社債への投資にあたっての留意事項

<リスク要因>

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債への投資を検討する場合には、本書に含まれるその他の情報と同様に、以下の投資上考慮すべき事項にも留意する必要がある。投資判断に際しては、本社債の発行会社及び売出しの条件等について自分自身で慎重に検討し、それのみに依拠しなければならない。以下の記載は、本社債に関する全てのリスク要因を網羅した完全な記載を意図したものではない。従って、発行会社が本書提出日現在において関知しない別のリスク要因が発行会社の業務、財務状態、業績等に悪影響を与える可能性がある。本社債の市場価格は、一つ又は複数のそれらのリスク要因又はその他の要因によって下落する可能性があり、その結果本社債への投資額の全部又は一部が失われる可能性がある。

<本社債に関するリスク要因>

本社債の市場価格が変動するリスク

本社債の市場価格は、豪ドル金利及びその水準の変化等の影響を受けて変動する。このため、途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

また、発行会社の信用状況や本社債の発行プログラムであるユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム又は本社債に付与された格付に変化が生じた場合、本社債の市場価格が変動することによって売却損が生じるおそれがある。

為替相場が変動するリスク

本社債の円換算した価値は、為替相場が変動することにより、円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇する。利息及び売却時又は償還時の元本は豪ドルで支払われるため、為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがある。

信用リスク

本社債の償還金及び利息の支払いの確実性は、発行会社の信用力に依拠する。そのため、本社債の発行会社の信用状況の悪化等により、償還金や利息の支払いが滞ったり、支払不能が生じ、投資額の全部又は一部が失われるおそれがある。

本社債の流動性に関するリスク

本社債は、市場環境の変化により本社債の流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。また本社債を売買する流通市場が十分に整備されていないため、売却することができない、又は購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがある。

税務・会計リスク

本社債を購入したときの税務・会計処理方法に関して、国内外における関連法令等の改正、新たな解釈又はその変更等が行われた場合、当初予定していた経済効果が得られないことがある。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第89期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月21日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年7月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月25日に関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年7月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月9日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書（第89期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本発行登録追補書類提出日（平成25年7月16日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

丸紅株式会社 本店

（東京都千代田区大手町一丁目4番2号）

丸紅株式会社 大阪支社

（大阪市中央区本町二丁目5番7号）

丸紅株式会社 名古屋支社

（名古屋市中区錦二丁目2番2号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし